令和６年度

経済団体に対する
障害者雇用の要請

令和６年９月１１日（水）10:00～

沖縄産業支援センター　大ホール102号室

令和６年度　経済団体に対する障害者雇用の要請出席予定者

令和６年９月１１日(水)10：00～
沖縄産業支援センター（大ホール102号室）

【要請先団体】

・沖縄県経営者協会	副会長	成底勇人（要請文代表受取）
・沖縄県商工会議所連合会	会長	金城克也
・沖縄県商工会連合会	会長	米須義明
・沖縄県中小企業団体中央会	会長	小橋川篤夫
・沖縄県工業連合会	会長	古波津昇
・沖縄県中小企業家同友会	代表理事	宮城光秀
・沖縄経済同友会	代表幹事	渕辺美紀
・沖縄県建設産業団体連合会	会長	津波達也
・沖縄県情報通信関連産業団体連合会	会長	天久進

【要請者】

・沖縄県副知事	照屋義実（要請文読み上げ・手交）
・沖縄県教育委員会教育長	半嶺満
・厚生労働省沖縄労働局長	柴田栄二郎
・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄障害者職業センター所長	中島純一
・沖縄県立南風原高等支援学校　３年	城間小葉子（生徒要請文読み上げ）

障害者の雇用促進について（要請）

令和６年９月11日

公益社団法人　沖縄県工業連合会
会長　古波津　昇　殿

沖　縄　県　知　事　　玉　城　デ　ニ　ー

沖縄県教育委員会教育長　　半　嶺　　満

厚生労働省沖縄労働局長　　柴　田　　栄　二　郎

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
沖縄支部　沖縄障害者職業センター所長　　中　島　　純　一

障害者の雇用の促進につきましては、平素より特段の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

障害者が、能力と適性に応じた雇用の場に就き、経済社会を構成する一員として職業生活において能力を発揮することは、自立と社会参加のために非常に重要であります。

令和５年６月１日現在、本県の民間企業における障害者の実雇用率は3.24%で過去最高を更新し、２年連続で全国１位となっております。企業のみなさまの障害者雇用における意識の高さが反映された結果であると認識しております。

一方、法定雇用率に達していない企業は378社と、雇用義務のある企業の34.8%であり、そのうち障害者を全く雇用していない企業が235社（62.2%）となっていることから、継続した取り組みが必要となっております。

沖縄県及び沖縄労働局、ハローワークをはじめとする就労支援機関では、障害者雇用優良事業所の表彰、求職者に対する職業訓練の適切なあっせん、職業紹介をはじめとする職業リハビリテーションの推進など、様々な支援に取り組んでおります。

令和5年度には、3,300人あまりの障害のある方々がハローワークに新たに求職登録をし、就職の機会を待ち望んでおられました。企業の皆様におかれましては、障害者の雇用の確保・創出の重要性について御理解を賜り、多くの障害者の雇用機会の確保・創出に向けた働きかけについて、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

沖縄労働局 ハローワーク
ひと、くらし、みらいのために

障害者雇用の現状と課題

1．民間企業における障害者実雇用率・雇用障害者数

令和5年の障害者実雇用率は3.24%（全国1位）、過去最高を更新した。

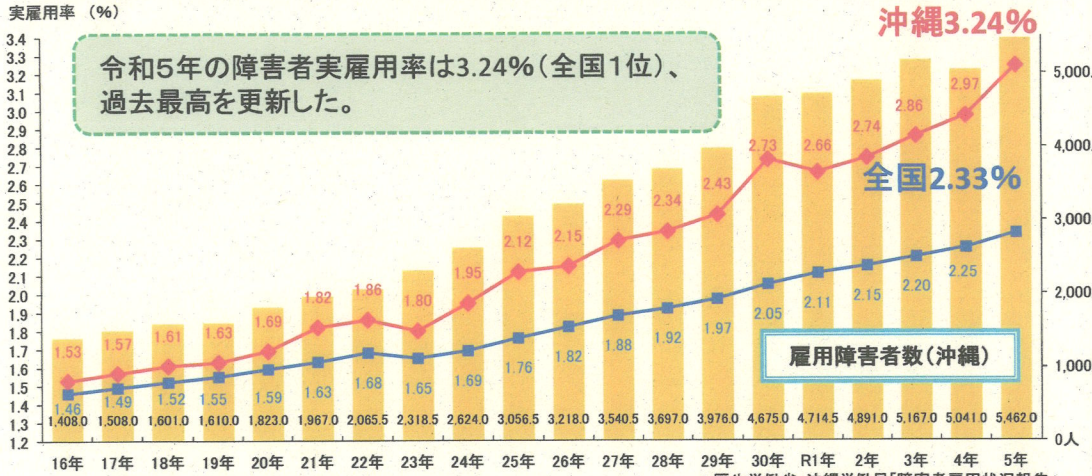

＊厚生労働省・沖縄労働局「障害者雇用状況報告」

2. 障害者法定雇用率達成割合（令和5年）

約35%の企業が未達成。うち0人企業が約62%。

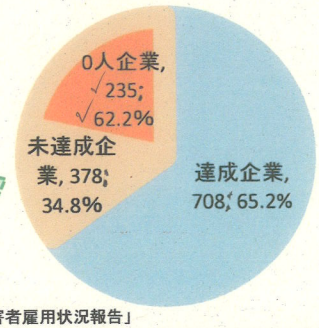

＊沖縄労働局「障害者雇用状況報告」

3. ハローワークの障害種別の就職状況（令和5年度）

精神障害者の割合が最多となっている。

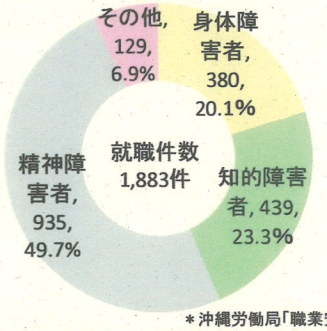

＊沖縄労働局「職業安定業務統計」

4. 企業規模別 障害者法定雇用率達成割合（令和5年）

法定雇用率達成企業の割合は、全ての企業規模で前年を上回った。

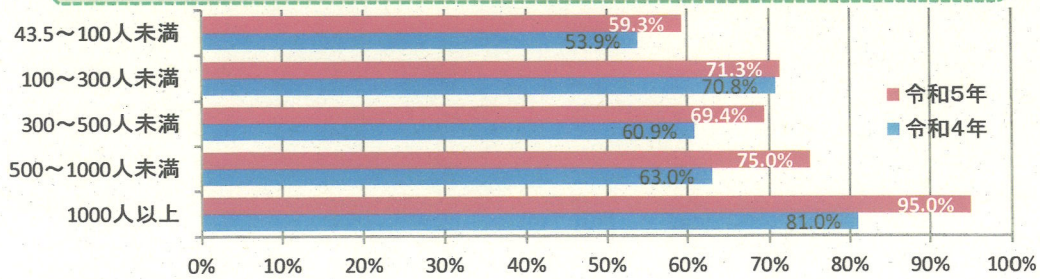

＊沖縄労働局「障害者雇用状況報告」

5. ハローワークにおける障害者の新規求職申込件数・就職件数

令和5年度の新規求職申込件数は前年度を3.3%下回り、就職件数は前年度を6.4%上回った。

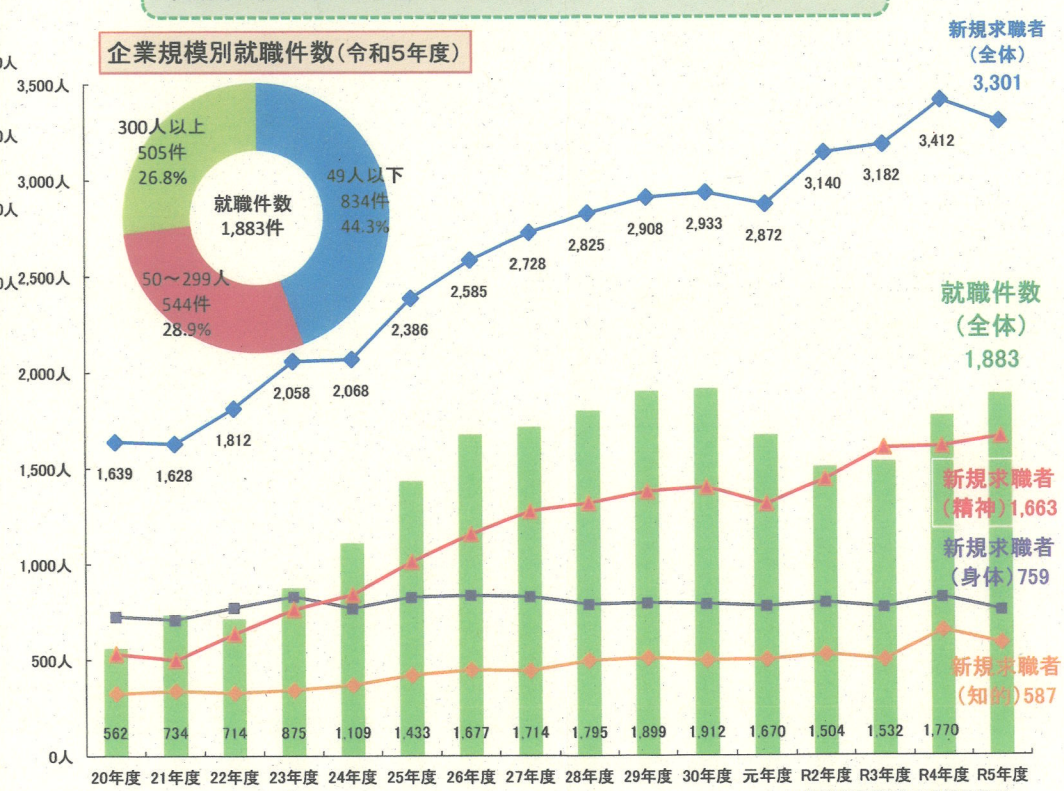

＊沖縄労働局「職業安定業務統計」

6. ハローワークの障害者有効求職者数（令和5年度末）

現在、6,800人余りの障害者が職を求めている。

有効求職者				
計	身体	知的	精神	その他
6,826	2,096	1,012	3,238	480

＊沖縄労働局「職業安定業務統計」

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point 1 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和６年４月以降）

	令和５年度	令和６年４月	令和８年７月
民間企業の法定雇用率	２.３％ ⇒	２.５％ ⇒	２.７％
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年６月１日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point 2 除外率が引き下げられます。（令和７年４月以降）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和７年４月１日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業　・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	５％
・建設業　・鉄鋼業　・道路貨物運送業　・郵便業（信書便事業を含む）	１０％
・港湾運送業　・警備業	１５％
・鉄道業　・医療業　・高等教育機関　・介護老人保健施設　・介護医療院	２０％
・林業（狩猟業を除く）	２５％
・金属鉱業　・児童福祉事業	３０％
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	３５％
・石炭・亜炭鉱業	４０％
・道路旅客運送業　・小学校	４５％
・幼稚園　・幼保連携型認定こども園	５０％
・船員等による船舶運航等の事業	７０％

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050301雇障01

Point ③ 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

▶精神障害者の算定特例の延長（令和５年４月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、１カウントとして算定できるようになります。

▶ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和６年４月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point ④ 障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。（令和６年４月以降）

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶ 既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

A1. ①令和６年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和７年４月１日から同年５月15日までの間）

新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。

②令和８年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和９年４月１日から同年５月17日までの間）

令和８年６月以前については2.5%、

令和８年７月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf

Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

A3. 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和５年度は2.6%、令和６年４月1日から2.8%、令和８年７月１日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和５年度は2.5%、令和６年４月1日から2.7%、令和８年７月１日から2.9%となります。